第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

会場地市町村準備委員会設置の手引き(案)





令和〇年〇月

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会

1 会場地市町村準備委員会の設置目的と役割

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)開催に向けた準備業務は多岐にわたり、県全体が一丸となって取り組む必要があることから、県では平成29年12月に各界各層の代表者およそ300名からなる第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会(令和2年12月に「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」に改称)を設置し、本県開催に向けた準備を進めております。

会場地市町村は、各競技会の主催者として中心的な役割を担うことから、開催準備業務を市町村の主体的 事業と位置づけ、競技団体や地域住民の方々と協力しながら積極的に推進し、大会開催を有意義なものにす るとともに、大会開催後も魅力あるスポーツ振興や地域づくりに生かすことが重要です。

国民体育大会開催基準要項(下記参照)において、開催県及び各競技会の会場地市町村は国民スポーツ大会運営のために「実行委員会」を設置することになっており、先催県市町村では概ね開催決定時(開催3年前)に設置しているところです。なお、本県準備委員会も開催決定となる令和7年度に県準備委員会から県実行委員会に移行し、大会開催に向けて準備を加速するとともに、準備に万全を期してまいります。

今後、会場地市町村においては、中央競技団体の正規視察における指摘事項等への対応など、競技会開催に向けた準備業務を本格的に推進していくことになります。また、県や競技団体との連絡調整、各市町村の庁内関係組織との連携、住民に対する広報活動や気運醸成など、早期に取り組むことが望ましい課題もあることから、準備業務を着実に進めるための体制づくりが必要になります。

このため、先催県各市町村においても、実行委員会設置の前に市町村準備委員会を設置している例が多くあります。大会の開催は、地域スポーツの普及・振興をはじめ、住民の健康増進や障がい者の社会参加などスポーツを生かした地域づくりを推進する絶好の機会でもあることから、準備委員会の組織づくりにあたっては、市町村の各界各層の方々の参画が望まれます。

【参考】公益財団法人 日本スポーツ協会「国民体育大会開催基準要項」より

6 主催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、<u>各競技会については日本スポーツ協会加</u>盟競技団体等(以下、「競技団体」という。)及び会場地市町村を含めたものとする。

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

2 準備委員会組織例

準備委員会は、最高決定機関である「総会」、総会から委任された事項を審議決定する「常任委員会」、 常任委員会から付託された事項を調査・審議し、又は委任された事項を決定する各種専門委員会に分かれて います。

下記は、長野県準備委員会の組織構成です。先催県の市町村準備委員会でも県同様の組織構成となっています。

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会 組織構成

総会(会長、副会長、常任委員、監事、顧問、参与)

- ○総会の主な審議、決定事項(会則第11条第4項)
 - ・大会開催の基本方針に関すること
 - ・会則の制定及び改廃に関すること
 - ・事業計画及び事業報告に関すること
 - ・収支予算及び収支決算に関すること
 - ・常任委員会に委任する事項に関すること
 - ・吊仕安貝会に安住する事項に関すること

その他準備委員会の運営に係る重要な事項に関すること

- ◆ 主な委任事項 ◆
- 各種方針及び基本計画の策定関係
- ・会場地市町村及び競技施設の選定関係
- ・県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分関係
- ・競技役員の養成、編成関係
- ・マスコットキャラクター、大会愛称、スローガンの 選定関係 等

委任 報告

常任委員会(委員長、副委員長、常任委員)

- ○常任委員会の主な審議、決定事項(会則第12条第8項)
 - ・総会から委任された事項に関すること
 - ・専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること
 - 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること
 - ・その他委員長が必要と認める事項に関すること

付 託 委 任 報 告

専門委員会(委員長、副委員長、委員)

- ○常任委員会からの付託事項を調査・審議し、その結果を報告(会則第13条第2項)
- ○常任委員会からの委任事項を決定し、その結果を報告(同条同項) ※準備の進捗に合わせて、各専門委員会を設置

◆今後設置予定の専門委員会◆ 警備・消防

総務企画 専門委員会 競技運営 専門委員会

広報·県民運動 専門委員会 宿泊・衛生 専門委員会 輸送・交通 専門委員会

式典·会場 専門委員会

3 市町村準備委員会役員・委員等の候補者例

準備委員会役員・委員の人選にあたっては、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の開催が決定される令和7年度以降の実行委員会への改組を考慮し、準備段階から市町村各界各層の協力が得られるよう、できるだけ広範囲の代表者を役員・委員に委嘱する方向で検討することが望まれます。なお、準備委員会の役員・委員の例については、以下のとおりです。

【役員の例】

- ① 会 長・・・市町村長とする。会則上、充て職をおく。
- ② 副会長・・・副市町村長を含め、若干名をおく。
- ③ 常任委員・・常任委員会の運営を容易にするため、必要最小限の委員数とする。
- ④ 監 事・・・2名程度で会計管理者、代表監査委員等を充てる。

【顧問・参与の例】

- ① 顧 問···地元選出県議会議員 等
- ② 参 与・・・市町村議会議員、教育委員、報道機関 等

【委員候補者の例】

- ①行政関係
 - …·副市町村長、会計管理者、教育長、市町村各部局·課長 等
- ②議会関係
 - …議長、副議長、各常任委員会委員長、関係特別委員会委員長 等
- ③県行政関係
 - …地域振興局長、保健福祉事務所長、建設事務所長、警察署長 等
- ④学校·教育関係
 - …幼稚園・小・中・高校の長、大学関係者、PTA団体 等
- ⑤スポーツ・レクリエーション関係
 - …体育(スポーツ)協会、国スポ・全障スポ関係競技団体、各種スポーツ団体、各種レクリエーション 団体の関係者 等
- ⑥社会福祉関係
 - …社会福祉協議会の関係者 等
- (7)宿泊·飲食関係
 - …旅館ホテル生活衛生同業組合、食品衛生団体の関係者 等
- (8)輸送·交通関係
 - …交通安全協会、各輸送交通機関の関係者 等
- ⑨保健·医療関係
 - …医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会の関係者 等
- 10)通信・報道関係
 - …NTT、郵便局、各種通信·放送関係者 等
- (1)各種団体関係
 - …商工会議所、商工会、観光協会、労働団体、自治会、町内会、各種文化団体、各種NPO、 ボランティア団体の関係者 等
- ①学識経験者
 - …スポーツ及び国スポ・全障スポに関係の深い学識経験者、文化人、実績のある競技者・指導者等

4 設立総会及び第1回総会の開催に向けて

準備委員会設立のために設立総会を開催することとなります。設立総会と第1回総会を同日開催する場合が多く、会次第の例は以下の通りです。

【設立総会の次第の例】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議事
 - 説明事項 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 開催準備経過及び開催準備スケジュール
 - 第1号議案 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 ○○(市町村)準備委員会設立趣旨 (案)
 - 第2号議案 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 ○○(市町村)準備委員会会則 (案)
 - 第3号議案 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 ○○(市町村)準備委員会役員 (案)

【第1回総会の次第の例】

- 1 会長挨拶(同日開催の場合は省略も考慮)
- 2 議事
 - 第1号議案 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
 ○○(市町村)開催基本方針 (案)
 - 第2号議案 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 ○○(市町村)準備委員会令和△△年度事業計画 (案)
 - 第3号議案 第82 回国民スポーツ大会・第27 回全国障害者スポーツ大会
 ○○ (市町村) 準備委員会令和△△年度収支予算 (案)
 - 第4号議案 総会から常任委員会への委任事項 (案)
- 3 その他
- 4 閉 会

5 市町村準備委員会の事業内容及び運営

(1) 準備委員会の事業

準備委員会は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の開催が決定される令和7年度以降に実行委員会へ改組されますが、その事業については、大別して既存の市町村行政機関の業務として行われるものと、準備委員会(実行委員会も含む。以下同じ。)の事業として行われるものとに分けられます。

以下、準備委員会の事業について説明します。

ア 開催基本方針の策定

(ア) 開催基本方針及び実施目標の策定

大会競技会の主催者として、各市町村で開催する競技会の開催理念を定め、それをどのような形で展開していくかという目標を策定します。

開催基本方針は、今後、各市町村が定める各種計画の基本となる重要な方針となるので、それぞれの市町村の総合計画における大会の位置づけや大会を契機とした地域づくり・健康づくりなどの観点を踏まえ草案を作成し、通常、第1回総会において決定します。

(イ) 各種基本方針等の策定

県準備委員会で策定される分野別の基本方針等に基づき、それぞれ市町村における開催準備の方向性・考え方等を定めた各種基本計画を策定していくことになります。

イ 広報・啓発活動

各市町村での開催気運を高めるためにも早い段階からの広報・啓発活動が重要となります。

広報・啓発活動については、住民の一人ひとりが大会に参加するという視点に立った広報・啓発活動を重視することが望まれます。

広報・啓発活動の実施に当たっては、開催準備スケジュールや準備委員会の計画を前提に短期・ 中期・長期にわたる計画と時宜を得たメニューを創意工夫し、市町村民の関心と参加意欲を高めるような仕掛けづくりが必要です。

啓発の第一歩は、まず大会そのものとそれぞれの市町村で行われる競技を知ってもらうことが重要です。

なお、先催県で行われている主な広報・啓発活動については、以下のとおりです。

≪開催5年前(開催内定)からの取組≫(先催県市町村の例)

- ◇ 開催内定記念イベントの開催
- ◇ 広報誌を利用した開催競技の周知
- ◇ 官公庁庁舎、スポーツ施設等への懸垂幕・横断幕の掲載
- ◇ 各種スポーツ大会への協替、PR
- ◇ 開催競技をイラスト等で分かりやすく解説したパンフレット・リーフレットの作成
- ◇ 開催競技を対象としたスポーツ教室の実施
- ◇ 準備委員会委員等による先催県市町村への開催状況視察・調査

≪開催3年前(開催決定)からの取り組み≫(先催県市町村の例)

- ◇ 開催決定記念イベントの開催
- ◇ 大会広報誌の発行
- ◇ 記念講演会・シンポジウム等の開催
- ◇ 各種啓発物品の作成
- ◇ 準備(実行)委員会・市町村職員の大会広報用名刺の作成

≪開催直前からの取り組み≫(先催県市町村の例)

- ◇ 開催競技ポスターの作成
- ◇ 広報等・広報看板の作成
- ◇ 炬火イベントの実施
- ◇ 競技観戦ガイドブックの作成
- ◇ マスコット人形の作成
- ◇ 一斉街頭啓発・パレードの実施
- ◇ チラシの配布や回覧板等による各戸への大会情報の伝達
- ◇ 地域のCATVやインターネットによる大会情報の発信

ウ 市町村民運動

県準備委員会が策定する開催準備総合計画や県民運動基本方針・基本計画等に基づき、具体的な市町村民運動の展開計画を立案・実施します。

また、立案段階では、住民からのアイデアやアンケート等の活用も効果的です。なお、先催県で行われている主な市町村民運動については以下のとおりです。

- ◇ クリーンアップ運動(一斉清掃)
- ◇ 挨拶運動
- ◇ 募金
- ◇ 花いっぱい運動
- ◇ 親切運動
- ◇ 健康づくり運動
- ◇ 手作り記念品







先催県市町村取組の様子(左から 花いっぱい運動、炬火イベント、健康づくり運動)

(2) 準備委員会の運営

準備委員会は、実行委員会にスムーズに移行するための暫定的な組織ですが、その運営方法は実行委員会と同じく次のような整備が必要です。

ア 例規の整備

準備委員会を円滑に運営するためには、各種例規の制定が必要になります。通常必要とされる例規には次のようなものがあります。

\sim		\mathcal{M} of \square \wedge \square \wedge \square
()	 	東ツ/旧屋間直手方 4 ホーツオー
\ /	カ 02 四国以入ババー ノ 八 万 -	第27回全国障害者スポーツ大会

○○ (市町村) 準備委員会会則

○○ (市町村) 準備委員会専門委員会規程

○○ (市町村) 準備委員会事務局規程

○○ (市町村) 準備委員会会計規程

(7) 会則

会則は準備委員会の基本規程です。その中でも総会に関する規程が重要になります。

総会は、準備委員会における最高議決機関であり、準備委員会で判断を要する事項は総会の議決を必要とすることになりますが、常任委員会への委任事項や各種専門委員会への付託事項及び委任事項などの役割分担を定めておく必要があります。

(イ) 専門委員会規程

専門委員会規程は、常任委員会から付託された事項を調査・審議し、又は委任された事項を決定する専門委員会の組織・運営等について必要な事項を定めた規程です。

また、専門委員会には、必要に応じて各専門分野の特定事項について調査・審議する機関として専門部会を設置することもあります。

準備業務の進捗状況に応じて、必要な専門委員会・専門部会を設置しますが、その構成メンバーは、各分野の専門事項を調査・審議・決定してもらえるように関係団体の実務者等を選定するとともに、事業概要・計画等の説明や円滑な関連分野との連携を図るため、当該専門事項に関わる市町村職員を行政分野の委員として任命することが必要です。

さらに、住民の声を反映させるため、一般公募での委員を加えることも考えられます。

なお、現在、県準備委員会において設置(設置予定を含む。) されている専門委員会は以下のとおりです。

- ◇ 総務企画専門委員会
- ◇ 競技運営専門委員会
- ◇ 広報・県民運動専門委員会
- ◇ 宿泊・衛牛専門委員会
- ◇ 輸送·交通専門委員会
- ◇ 式典・会場専門委員会
- ◇ 警備・消防専門委員会※

※ 今後設置予定の専門委員会

(ウ) 事務局規程

準備委員会事務局に関する事項のうち、組織・運営等に関して必要な事項を定めた規程です。

(I) 会計規程

準備委員会の適正かつ円滑な会計処理に必要な事項を定めた規程です。

イ 準備委員会各種機関の運営

(7) 総会

総会は通常年1回開催し、前年度の事業・決算報告及び当該年度事業計画(案)・予算(案)を 諮るとともに、基本方針・実施目標の策定や常任委員会への委任事項、会則の改廃等の事項について 審議・決定します。

(イ) 常任委員会

常任委員会は、総会からの委任事項、専門委員会への付託事項及び総会を招集するいとまがない緊急な事項、その他会長が必要と認めた事項について審議・決定し、その結果を次の総会に報告します。

(ウ) 専門委員会

専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査・審議し、又は委任された事項を決定した後に その結果を常任委員会へ報告します。

また、運営上必要がある場合には、専門委員会に専門部会を設置し、専門委員会から付託された事項について調査・審議を行います。

専門委員会及び専門部会のメンバーの人選に当たっては、専門的事項に関わる市町村職員を行政分野の委員として任命することも必要です。

6 大会準備課(室・係)の設置

大会準備にかかる準備委員会の事業、運営等については、業務が多岐にわたり、その量も多くなることから独立した大会準備業務を担当する行政組織を設置することで円滑に準備業務を進めることができます。また、庁内のほとんどの部署が何らかの形で開催準備業務に関わることになるため、各部署間の調整をする庁内準備推進体制の整備等、行政組織内の連携・支援が望まれます。

7 市町村における開催年までの主な準備業務

年度	逆年	会場地市町村の主な業務
令和3年度 (2021年度)	7年前	○市町村準備委員会設置検討(任意)○庁内推進体制の整備
令和4年度 (2022年度)	6年前	○中央競技団体正規視察への対応・会場地市町村:市町村長、教育長、担当部課長等・県競技団体:会長、理事長、競技運営担当者等・県準備委員会:事務局職員
令和5年度 (2023年度) 開催内定	5年前	○市町村準備委員会の設置(任意)○設立総会、第1回総会開催、各種専門委員会設置○中央競技団体正規視察に基づく施設整備計画の作成
令和6年度 (2024年度)	4年前	○競技会場施設整備○競技用具の整備計画作成○広報・啓発活動、市町村民運動の推進
令和7年度 (2025年度) 開催決定	3年前	○市町村実行委員会の設置(日本スポーツ協会「国民体育大会開催基準要項」第25の規定による)(準備委員会から実行委員会への組織変更)○開催決定イベント等の開催○リハーサル大会開催準備
令和8年度 (2026年度)	2年前	○競技役員、ボランティア等の養成の開始
令和9年度 (2027年度)	1年前	○リハーサル大会の開催・運営○競技会実施本部の設置・運営(冬季競技)
令和 10 年度 (2028 年度)	開催年	○競技会実施本部の設置・運営